

改正案

現行

証券取引法第六十一条の規定により過当な数量の売買を制限する省令

証券取引法第六十一条の規定により過当な数量の売買取引を制限する省令

1 証券会社又は登録金融機関（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。）は、同法第四十二条第一項第五号又は第六号に掲げる契約に基づき、有価証券の売買を行う場合には、当該契約の委任の本旨又は当該契約の金額に照らし過当と認められる数量の売買取引で店頭売買有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の秩序を害すると認められるものを行つてはならない。

1 証券取引所の会員は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十条第一項第三号又は第四号に掲げる契約に基づき、有価証券の売買取引を行う場合には、当該契約の委任の本旨又は当該契約の金額に照らし過当と認められる数量の売買取引で店頭売買有価証券市場の秩序を害すると認められるものを行つてはならない。

2 前項の規定は、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び有価証券店頭デリバティブ取引について準用する。

2 前項の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに証券業協会の協会の行う店頭売買有価証券の店頭売買取引について準用する。

この場合において、証券業協会の協会の行う店頭売買有価証券の店頭売買取引にあつては、同項中「証券取引所の会員」とあるのは「証券業協会の協会員」と、「有価証券市場の秩序」とあるのは「店頭売買取引の秩序」と読み替えるものとする。